

# 住居表示変更に伴う 手続きの手引

上野第二地区土地区画整理事業に伴う住居表示変更により  
換地処分公告の翌日(令和6年8月10日)から

## 住所が変わります

### 目次

1 はじめに	1ページ
2 皆様にお届けするもの	2ページ
3 住所変更証明書等の発行について	3ページ
4 住所変更の手続きが不要な主なもの	4ページ
5 住所変更の手続きが必要な主なもの	7ページ
6 住所変更のお知らせ用はがき(無料)について	13ページ
7 不動産変更登記について	14ページ
8 委任状の参考例	18ページ
9 各種表示板について	19ページ
10 お問い合わせ先	20ページ

八王子市

あなたのみちも、  
あるけるまち。  
八王子



---

# 1 はじめに

---

上野第二地区土地区画整理事業は、換地処分公告をもって事業の完了を迎え、換地処分公告の翌日（令和6年8月10日）より、新しい地番表示に変更されます。

これと併せて、市では台町三丁目、四丁目の一部で住居表示変更を実施いたします。

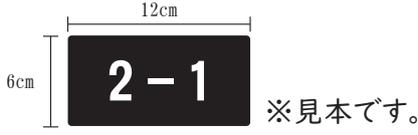
住所変更に伴う諸手続きにつきましては、八王子市等が職権で手続きをするものと、皆様ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

この冊子では、住所変更に伴う主な手続きについてご案内しますので、必要に応じて、**住居表示変更実施日（換地処分公告の翌日：令和6年8月10日）以降**にお手続きください。

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

## 2 皆様にお届けするもの

### ◆ 今回お届けしたもの

<p>住居表示変更に伴う 手続きの手引</p>	<p>・住居表示変更により、どのような手続きが必要になるのかについてご案内する小冊子です。(本書)</p>
<p>住所変更通知書 (1世帯あたり1枚)</p>	<p>・新しい住所と、世帯主名が記載された通知書です。 ※住居表示変更実施日以降は、新しい住所をお使いください。</p>
<p>住所変更証明書 (個人ごとに2枚ずつ)</p>	<p>・各種住所変更の手続きにご利用いただける証明書です。 ・不足する場合は、住居表示変更実施日以降、八王子市役所市民部市民課及び市民部各事務所(斎場霊園事務所除く)の窓口にて「証明願(書式はP.3参照)」を提出していただければ、無料で交付いたします。 ・枚数について制限はありません。</p>
<p>住居表示案内図</p>	<p>・台町三・四丁目の新住所案内図です。 ・町界・町名・街区符号・住居表示変更後の住居番号等を表したものです。</p>
<p>住所変更の お知らせ用はがき</p>	<p>・住所が変わったことを、親戚や友人、取引先等にお知らせするはがきです。送料は無料ですので、切手を貼らずに差し出すことができます。 ・ご利用方法は、13ページをご参照ください。</p>
<p>登記申請書 (継続用紙含む)</p>	<p>・不動産をお持ちの方が、法務局に申請する際に必要な申請書です。詳しくは14ページをご参照ください。</p>
<p>マイナンバーカード 住所変更</p>	<p>・マイナンバーカードの住所変更手続きについてのご案内です。</p>
<p>住居番号表示板 (青色のプレート)</p>	<p>・住所の表示板です。住居表示の効果を高めるため、郵便ポストや表札付近などの見やすい場所に取り付けてください。 ※1つの建物に複数世帯でお住まいの場合は、いずれかの封筒に表示板を1枚入れてお配りします。</p> <div style="text-align: center;">  <p>※見本です。</p> </div>

### ◆ 上記以外でお届けするもの

<p>本籍変更のお知らせ 本籍変更証明書</p>	<p>・本籍に変更がある方には、換地処分の1週間前、市民課(戸籍担当)より本籍変更のお知らせと本籍変更証明書(1通)を郵送します。</p>
------------------------------	---

### 3 住所変更証明書等の発行について

各種手続きで証明書が必要な場合、住居表示変更実施日以降、下記の証明書を無料で発行します。

住所(本籍)変更証明書	市民部市民課・各事務所
地番変更証明書	区画整理課
法人の所在地変更証明書	市民課

#### 住所(本籍)変更証明書について

住所(本籍)変更証明書の「証明願」は、八王子市役所市民課、またはお近くの市民部各事務所(八王子駅南口総合事務所等)の窓口でございます。また、市役所ホームページからダウンロードすることもできます。

証明したい人の名前
証明 願

八王子市長 あて

氏 名		筆 頭 者	
	<b>本郷 花子</b>		<b>本郷 太郎</b>
住所 (住所の表示)	実施前	八王子市	<b>台町四丁目〇番●号</b>
	実施後	八王子市	<b>台町四丁目△番×号</b>
本 籍 (本籍の表示)	実施前	八王子市	<b>台町四丁目12番地2</b>
	実施後	八王子市	<b>台町四丁目185番地1</b>

上記のとおり(住所・本籍)の表示が、変更されたことを証明願います。

令和●年●月●日

申請者 住 所 **八王子市台町四丁目△番×号**

氏 名 **本郷 花子**

必要証明書通数 5 通

証明書に記載する項目に○

提出年月日

本籍を記載する場合は筆頭者名

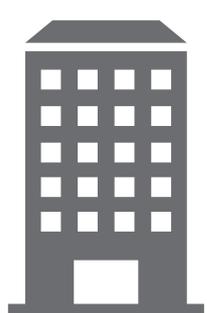
必要枚数

## 4 住所変更の手続きが**不要**な主なもの

住所変更の実施に伴い、八王子市・法務局などが住所の書き換えを行い、ご自身で住所変更の手続きが不要となる主なものです。

項 目	担 当	説 明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳(住民票)</li> <li>・印鑑登録原票 (印鑑登録証明書)</li> </ul>	市役所1階 市民課 Tel042-620-7232 (窓口・郵送担当)	市役所が新しい住所に変更します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍簿、戸籍の附票</li> </ul>	市役所1階 市民課 Tel042-620-7233 (戸籍担当)	区画整理地区内の対象地番に本籍を置いている方について、市が新しい本籍地番に変更します。 変更となる方には、換地処分1週間前、市民課(戸籍担当)より本籍変更のお知らせと本籍変更証明書(1通)を郵送します。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険被保険者証</li> <li>・介護保険負担割合証</li> </ul>	市役所1階 介護保険課 Tel042-620-7415	市役所が新しい住所に書き換えた後、必要に応じて被保険者証及び負担割合証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険被保険者証</li> <li>・高齢受給者証</li> </ul>	市役所1階 保険年金課 Tel042-620-7236 (資格課税担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険限度額適用 標準負担額減額認定証</li> <li>・国保受給者証(精神通院)</li> </ul>	市役所1階 保険年金課 Tel042-620-7235 (給付担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療被保険者証</li> <li>・後期高齢者医療限度額適用認定証</li> <li>・後期高齢者医療特定疾病療養受療証</li> </ul>	市役所1階 保険年金課 Tel042-620-7364 (後期高齢者医療担当)	市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金第1号被保険者 (自営業、学生、無職などの年金を受給していない方)</li> </ul>	市役所1階 保険年金課 Tel042-620-7238 (国民年金担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。 ※第2号、第3号被保険者の方は、勤務先にお問い合わせください。 ※日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方は、届出が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者</li> </ul>	日本年金機構 八王子年金事務所 Tel042-626-3511	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、手続き不要です。 ※登録されていない方は、届出が必要です。(10ページ参照)

◆ 住所変更の手続きが**不要**な主なもの

項目	担当	説明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児医療証</li> <li>・義務教育就学児医療証</li> <li>・高校生等医療証</li> <li>・ひとり親家庭医療証</li> </ul>	市役所4階 子育て支援課 TEL042-620-7368 (手当・医療証担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。 お持ちの医療証については、ご自身で住所を訂正し、そのままお使いになれます。 新しい医療証をご希望の方は、子育て支援課へご連絡ください。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当</li> <li>・児童育成手当</li> </ul>		市役所が新しい住所に書き換えます。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当</li> </ul>		市役所が新しい住所に書き換えた後、新しい証を送付します。 (古い証は、新しい証に同封されている封筒でご返却ください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園等の在籍・認定情報</li> </ul>	市役所4階 保育幼稚園課 TEL042-620-7369 (入所担当)	市役所が新しい住所に書き換えます。 (在籍施設には、ご自身で連絡してください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス受給者証</li> <li>・児童通所受給者証</li> <li>・地域生活支援事業等受給者証</li> <li>・緊急時通学支援事業受給者証</li> </ul>	市役所1階 障害者福祉課 TEL042-620-7367	市役所が新しい受給者証を送付します。 (古い受給者証は、新しい受給者証が届いてから、ご来庁時に返却してください。)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療(更生医療)</li> </ul>	TEL042-620-7366	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品等事業者の登録台帳</li> </ul>	八王子市保健所 生活衛生課 TEL042-645-5115 (食品衛生担当)	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【八王子市保健所】                              月～金                              8:30～17:00                              八王子市明神町三丁目19番2号                              東京たま未来メッセ庁舎・議会棟5階</p> </div> 
<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所、施術所等の医事台帳</li> <li>・薬局等の薬事台帳</li> </ul>	八王子市保健所 生活衛生課 TEL042-645-5114 (医薬指導担当)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容所・美容所・公衆浴場等の登録台帳</li> </ul>	八王子市保健所 生活衛生課 TEL042-645-5142 (環境衛生担当)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の登録台帳</li> </ul>	八王子市保健所 生活衛生課 TEL042-645-5113 (動物衛生担当)	

◆ 住所変更の手続きが**不要**な主なもの

項 目	担 当	説 明
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿(表題部)</li> <li>・建物登記簿(表題部)</li> </ul>	<p>東京法務局 八王子支局</p> <p>月～金 9:00～17:00</p> <p>八王子市明神町 四丁目21番2号</p> <p>Tel042-631-1377</p>	<p>法務局(登記所)が表題部を書き換えます。</p> <p>※ただし、所有者住所欄など(権利部)は、ご自身での手続きが必要となります。(14ページ参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原動機付自転車等標識 交付証明書</li> </ul>	<p>市役所2階 住民税課</p> <p>Tel042-620-7353 (軽自動車税担当)</p>	<p>市役所が新しい住所に書き換えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市霊園使用者管理</li> </ul>	<p>斎場霊園事務所 八王子市山田町 1681番地2</p> <p>Tel042-664-5973</p>	<p>市役所が新しい住所に書き換えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力</li> <li>・東京水道局</li> <li>・東京ガス</li> <li>・NTT(固定電話、ひかり回線)</li> <li>・郵便局</li> </ul>	<p>各機関</p>	<p>市役所が各機関に住所変更の通知をします。</p> <p>※変更初月は旧住所の記載となる可能性があります。</p>

## 5 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

住所変更の実施に伴い、ご自身で住所変更の手続きをしていただく主なものです。  
お手数料をおかけして申し訳ありませんが、該当する項目の内容をよくお読みいただき、必要書類等をご用意の上、住所変更手続きをお願いいたします。

【必要書類等】に記載してある「住所変更証明書」とは、住居表示変更に伴う住所の変更を証明する書類です。

この手引と一緒に、個人ごとに2枚配付していますが、不足する場合は、住居表示変更実施日以降、八王子市役所市民課や、市民部各事務所（斎場霊園事務所除く）にて「証明願」を提出していただければ、無料で交付いたします。

取得枚数に制限はありませんので、必要に応じてご利用ください。

### 法務局

項目	担当	説明
・土地登記簿、建物登記簿 (所有者の住所変更)	東京法務局 八王子支局  月～金 9:00～17:00  八王子市明神町 四丁目21番2号  Tel042-631-1377	住居表示変更実施日以降、手続きしてください。 不動産登記法の改正により、住所等の変更登記の申請は、令和8年4月1日より義務化されます。 詳細は法務局にお問い合わせください。  【必要書類等】 ・住所変更証明書※ ・登記申請書 ・印鑑 ・委任する場合は委任状  書き方等詳細は14ページ以降をご覧ください。
・商業、法人登記 (会社の本店、法人の主たる事務所、その代表者の住所変更(特例有限会社については取締役の住所変更))		住居表示変更実施日から <b>2週間以内</b> に手続きしてください。  【必要書類等】 ・所在地変更証明書 ・登記申請書 ・法務局への届出印(法人代表印) ・委任する場合は委任状

※登記簿に記載してある住所が、住所変更証明書の変更前住所と異なる場合、その変遷が分かる書類(住民票等)が別途必要となります。

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

**自動車等**

項目	担当	説明
<p>・運転免許証、運転経歴 証明書の住所変更、本籍 変更</p>	<p>都内全警察署 運転免許更新センター (神田、新宿) 運転免許試験場 (府中、鮫洲、江東)</p>	<p>住居表示変更実施日以降、お早めに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】 ～住所変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・新住所の確認できる書類 住所変更証明書、マイナンバーカード(新住所が記載されているもの)、住民票(マイナンバーが記載されていないもの)、新住所の健康保険証、住所の確認できる公共料金の領収書(領収印付き)、在留カードなど</li> </ul> <p>～本籍変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・本籍変更証明書</li> </ul>
<p>・自動車(軽自動車を除く)、 オートバイ(251cc以上の 二輪車)の所有者・使 用者の住所変更</p>	<p>関東運輸局 東京運輸支局 八王子自動車検査 登録事務所 Tel050-5540-2034 滝山町一丁目 270番地の2</p>	<p>住居表示変更実施日以降、必要な時に手続きしてください。(車検の更新時でも可)</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証(原本)</li> <li>・住所変更証明書(コピー可)</li> <li>・委任状(代理人が申請する場合)</li> </ul> <p>*関東運輸局のHPに様式があります。</p>
<p>・126～250ccのオート バイ(軽二輪)の所有者・ 使用者の住所変更</p>		<p>住居表示変更実施日以降、必要な時に手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車届出済証(原本)</li> <li>・住所変更証明書(コピー可)</li> <li>・委任状(代理人が申請する場合)</li> </ul> <p>*関東運輸局のHPに様式があります。</p>
<p>・軽自動車の所有者・使 用者の住所変更</p>	<p>軽自動車検査協会 東京主管事務所 八王子支所 Tel050-3816-3103 青梅市新町六丁目 18番2</p>	<p>住居表示変更実施日以降、必要な時に手続きしてください。(車検の更新時でも可)</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査証(原本)</li> <li>・住所変更証明書(コピー可)</li> <li>・申請依頼書(代理人が申請する場合)</li> </ul> <p>*軽自動車検査協会のHPから印刷できるほか、窓口でも入手できます。</p>

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

## マイナンバーカード等

項 目	担 当	説 明
<p>・マイナンバーカード (個人番号カード) の住所変更</p> <p>※署名用電子証明書(6桁以上の暗証番号のもの)が搭載されている方は、マイナンバーカードの住所変更と合わせての手続きをお勧めします。</p>	<p>市役所市民課 窓口・郵送担当 Tel.042-620-7232</p> <p>八王子駅南口 総合事務所 Tel.042-620-1150</p> <p>市民部各事務所</p>	<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>手続きについては、同封の資料を参照してください。</p>
<p>・写真付き住民基本台帳 カードの住所変更</p>		<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>代理の方が申請する場合、代理人の本人確認資料等が必要です。(代理人要件あり)</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・交付時に設定した4桁の暗証番号</li> </ul>
<p>・在留カード 特別永住者証明書 の住所変更</p>		<p>住居表示変更実施日以降、必要な時に手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード (裏面に新しい住所を記載します。)</li> <li>・特別永住者証明書 (裏面に新しい住所を記載します。)</li> </ul>

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

**年金**

項目	担当	説明
<p>・年金受給者 (マイナンバーが登録されていない方) ※登録状況の確認は、年金事務所へお問い合わせください。</p>	<p>日本年金機構 八王子年金事務所 Tel042-626-3511 南新町4-1</p>	<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給権者住所変更届</li> <li>・居所登録届</li> </ul>
<p>・第2号被保険者 (厚生年金に加入している会社員や、公務員などで70歳未満の方)</p> <p>・第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方)</p>	<p>各勤務先</p>	<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先の担当者にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>・第1号被保険者 (自営業、学生、無職の方などで、日本年金機構にマイナンバーが登録されていない方)</p>	<p>市役所1階 保険年金課 Tel042-620-7238 (国民年金担当)</p> <p>日本年金機構 八王子年金事務所 Tel042-626-3511 南新町4-1</p>	<p>住居表示変更実施日以降、速やかに市役所、または年金事務所に届出してください。</p>

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

**医療等**

項目	担当	説明
<p>・育成医療の給付</p>	<p>八王子市保健所 保健対策課 Tel042-645-5162 明神町三丁目19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟5階</p>	<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>・自立支援医療(育成医療)受給者証等記載事項変更届</p>
<p>・養育医療の給付</p> <p>◆養育医療の給付のみ各保健福祉センターでも受け付けています。</p> <p>・小児慢性特定疾病の医療費助成</p> <p>◆養育医療の給付のみ各保健福祉センターでも受け付けています。</p> <p>・大気汚染医療費助成※</p>		<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>・変更届</p>
<p>・B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成※</p> <p>・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業※</p>		<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>・変更届</p> <p>・住所変更証明書</p>
<p>・難病医療費の助成※</p>		<p>住居表示変更実施日以降、速やかに手続きしてください。</p> <p>【必要書類等】</p> <p>・特定医療費支給認定内容変更届 (スモン、プリオン病、劇症肝炎、重症急性膵炎、重症多形滲出性紅斑、先天性血液凝固因子欠乏症、人工透析を必要とする腎不全の方は、変更届)</p> <p>・住所変更証明書</p>

※市役所1階健康医療政策課で、書類配布のみ行なっております。

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

**福祉等**

項 目	担 当	説 明
・精神障害者保健福祉手帳	市役所障害者福祉課 Tel042-620-7245	【必要書類等】 ・精神障害者保健福祉手帳
・心身障害者医療費助成 受給者証		【必要書類等】 ・再交付申請書 ・代理人が申請する場合、代理人の印鑑
・自立支援医療費 (精神通院)		【必要書類等】 ・自立支援医療受給者証(精神通院) ・住所変更後の国民健康保険証(持参の方) ・マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ・代理人が申請する場合、窓口に来られる方の 写真付きの本人確認書類(運転免許証等)
・特別児童扶養手当		【必要書類等】 ・氏名、住所、在留期間等変更届 ・特別児童扶養手当証書
・身体障害者手帳		【必要書類等】 ・身体障害者手帳 ・代理人が申請する場合、窓口に来られる方の 写真付きの本人確認書類(運転免許証等)
・愛の手帳 (東京都療育手帳)		【必要書類等】 ・愛の手帳(東京都療育手帳) ・代理人が申請する場合、窓口に来られる方の 写真付きの本人確認書類(運転免許証等)
・身体障害者及び知的障 害者グループホーム家賃 助成 ・在宅緊急一時保護 (介護人として登録されて いる方のみ)	市役所障害者福祉課 Tel042-620-7366	【必要書類等】 ・口座番号の分かるもの ・印鑑

※このページの項目については、全て手続きの期限はありません。住居表示変更実施日以降、お早めに手続きしてください。

◆ 住所変更の手続きが**必要**な主なもの

その他

項目	担当	説明
・八王子学園都市大学登録証	八王子学園都市大学 事務局 Tel042-646-5621 旭町9-1	住居表示変更実施日以降、必要な時に手続きしてください。 【必要書類】 ・八王子学園都市大学受講登録証 ・本人確認資料

このほか、各種免許、許可、認可、登録、銀行や保険会社、証券会社、勤務先や大学、携帯電話やケーブルテレビ、プロバイダーなどの住所変更については、各関係機関に直接お問い合わせください。

## 6 住所変更のお知らせ用はがき(無料)について

同封の「住所変更のお知らせ用はがき」は、お知り合いの方に新しい住所をお知らせいただくために無料で差し出すことができるはがきです。

はがきの表面に新住所をお知らせする相手の宛先を、裏面にご自分のお名前と新住所をご記入のうえ、まとめて返信用の封筒(茶色)に入れて、お近くにある八王子市内のポストに投函してください。**郵送料はかかりませんので、切手を貼る必要はありません。**

・差出方法

差出の際は、1枚ずつバラバラに投函せず、必ずまとめて返信用封筒に封入し、ポストに投函してください。

<p><b>【住所変更のお知らせ】</b></p> <p>八王子市上野第二地区土地区画整理事業の実施に伴い、一部地域の住所の表示変更が行われ、下記のとおりとなります。 つきましては、今後、下記の方に郵便物を出しの際は、新しい住所をご記入ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【新住所のご案内】</p> <p>郵便番号 <b>193 - 0931</b> ②</p> <p>東京都八王子市 台 町 <b>三丁目</b> ●番●号</p> <hr/> <p>氏名: <b>八王子 太郎</b> ③</p> <p><small>(集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書きください。)</small></p>	<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <p style="text-align: center;">1928501</p> <p style="text-align: center;">①</p> <p style="text-align: center;">八王子 花子 様</p> <p style="text-align: center;">八王子市元本郷町三丁目24番1号</p> <p style="text-align: center;">日本郵便株式会社 八王子南郵便局</p> <p style="text-align: center;">1920399</p> <p style="text-align: center;"><small>【住所表示変更のお知らせ】</small></p>
--	---

- ① 相手方の郵便番号、住所、お名前をご記入ください。
- ② あなたの郵便番号と、新しい住所をご記入ください。
- ③ あなたのお名前をご記入ください。

お問い合わせ先

**八王子南郵便局**  
八王子市みなみ野1-6-7  
TEL 0570-943-096

## 7 不動産変更登記について

### 1 不動産の登記について

住所変更に伴い、登記名義人住所の変更登記をする必要があります。登記名義人の住所欄は、職権では変更できない事項になっておりますので、手続きを行っていただくことになります。

### 2 不動産の登記名義人住所の変更登記について

<法務局が修正する部分>

土地・建物登記記録の表題部の所在・地番及び家屋番号は、それぞれ土地・建物のある場所を表すもので、地番が変わったときは、法務局が新しい地番に書き替えます。

東京都八王子市台町四丁目~~1-2番2~~八王子市台町四丁目185番1 (土地の例)

①表題部 (土地の表示)		調製		不動産番号	1234567890123
地図番号		筆界特定			
所在	八王子市台町				
地番	地目	地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付 [登記の日付]	
<del>1-2番2</del>	宅地	150	00	111番1から分筆 [昭和55年5月5日]	
185番1				①令和〇年〇月〇日地番変更 [令和〇年〇月〇日]	

<皆様変更手続きが必要な部分>

土地・建物登記記録の権利部「権利者その他の事項」の所有者住所については、本人が申請するまで変わりません。(速やかに申請手続きを行うことをおすすめします。)

②権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
地図番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年5月5日 第00000号	原因 昭和55年5月1日売買 所有者 八王子市台町四丁目〇番〇号 本郷太郎 順位〇番の登記を移記

### 3 登記申請書の作成に際して(次ページ以降の記載例をご参照ください。)

- ・土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
- ・登記申請書の用紙は、各世帯に1枚お配りしております。また、八王子市ホームページや法務局ホームページからダウンロードできます。
- ・名詞以外の数字は「アラビア数字(0123456789)」で記入してください。

### 4 申請方法

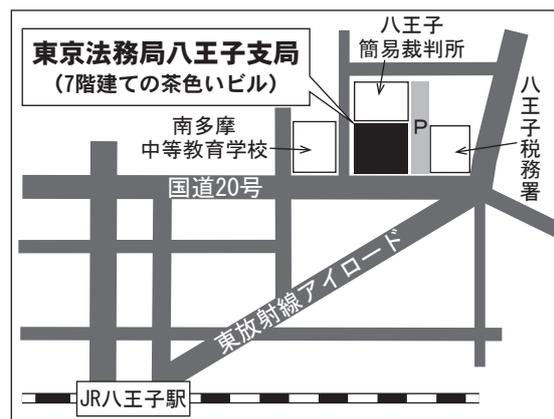
- ・登記申請書を1通作成の上、登記原因証明情報として住所変更証明書を添付して、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。
- ・郵送で申請も可能です。申請書を郵送する場合は、「登記申請書在中」と封筒に記載の上、簡易書留で送付してください。
- ・登記完了後に発行される登記完了証を郵送で受け取りたい場合は、申請書内の「申請人の住所へ送付を希望」にチェックの上、簡易書留以上の切手を貼った返信用封筒(宛名記入したもの)を同封してください。
- ・代理人の方が申請手続きをする場合は、委任状(18ページ参照)を添付してください。
- ・不動産登記名義人の住所変更登記については、不動産登記法の改正により、令和8年4月1日に義務化されます。ご不明な点は、管轄の法務局へお問い合わせください。

### 5 留意事項

- ・登記記録の住所氏名が、住所変更証明書の変更前の住所氏名と異なる場合は、その移転等を証明するもの(住民票や戸籍簿謄本(抄)本)が必要となります。

八王子市の所管法務局	<b>東京法務局八王子支局</b> 電話(042)631-1377(代表) 音声ガイダンスが流れますので「2番」(登記に関する一般的なご案内、電話での登記手続き案内の予約)を押して、お問い合わせください。
------------	--

〒192-0046  
東京都八王子市明神町21番2号  
八王子地方合同庁舎1階・2階  
※駐車場は、左折入庫のみ 16台



# 記載例 I 単独所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので  
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の  
印と同じもの)

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更 住居表示変更実施日を記載

原因 令和 ●年 ●月 ●日 住居表示実施 変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 八王子市台町 四丁目 2番 1号

申請人 住所 八王子市台町 四丁目 2番 1号  
氏名 **法務太郎** 新しい住所・氏名を記載し押印  
(認印可。但しスタンプ形式は不可)  
連絡先の電話番号 000-000-0000 日中に連絡のつく電話番号を  
記載(携帯電話可)

添付書類 登記原因証明情報 1通 住所変更証明書を添付

令和 6年 ●月 ●日申請 **東京 法務局 八王子支局** 日付と提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

完了証の受領 申請人の住所へ送付を希望 登記完了証を郵送で受け取りたい場合は  
☑を入れる(15ページ参照)

不動産の表示

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>
1234567890123	八王子市台町四丁目	●●●番●	宅地	345.67
		番		

建 物

不動産番号	0987654321012	所在	八王子市台町四丁目●●●番地●		
家屋番号	●●●番●	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45m <sup>2</sup>	2階	98.76m <sup>2</sup>		

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

## 記載例2 共有の場合

手続きが必要なのは、住所が変更となった名義人だけです。  
住所の変更が無い共有者の分は申請不要です。

法務局で受付時に使用するスペースなので  
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の  
印と同じもの)

### 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

住居表示変更実施日を記載

原因 令和 ●年 ●月 ●日 住居表示実施

共有者それぞれの新住所を記載

共有者法務太郎の

変更後の事項 住所 八王子市台町 四 丁目 2 番 1号

及び 共有者法務花子の住所 八王子市台町四丁目2番1号

申請人 住所 八王子市台町 四 丁目 2 番 1号

氏名 法務 太郎 000-000-0000

住所 八王子市台町四丁目2番1号

氏名 法務 花子

連絡先の電話番号 000-000-0000

申請人全員の新住所・氏名・連絡先(携帯電話可)を記載し、押印(認印可。但しスタンプ形式は不可)

添付書類 登記原因証明情報 2 通

申請人それぞれの住所変更証明書を添付

令和 6 年 ●月 ●日申請 東京 法務局 八王子支局

日付と提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

完了証の受領 申請人の住所へ送付を希望

登記完了証を郵送で受け取りたい場合は  
を入れる(15ページ参照)

不動産の表示

土地

不動産番号	所在	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>
1234567890123	八王子市台町四丁目	●●●番●	宅地	345.67
		番		

建物

不動産番号	0987654321012	所在	八王子市台町四丁目●●●番地●		
家屋番号	●●●番●	種類	居宅	構造	木造瓦葺2階建
床面積	1階 123.45 m <sup>2</sup>	2階	98.76 m <sup>2</sup>		

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

## 8 委任状の参考例

### 委任状

委任される人の住所・氏名

私は、八王子市元本郷町3-24-1 法務 五郎 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、または補正をすること。
- 4 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

委任する人の住所・氏名

令和 ●年 ●月 ●日

八王子市 八王子市台町四丁目2番1号

記入した日

本郷 太郎

印

記

認印でも可

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和 ●年 ●月 ●日住居表示実施 住居表示変更実施日

変更後の事項 住所 八王子市台町四丁目2番1号 新住所

#### 不動産の表示

不動産番号 1234567890123

所在 八王子市台町四丁目

地番 ●●●番●

種類 宅地

地積 123.45平方メートル

不動産番号 5678901234567

所在 八王子市台町四丁目

家屋番号 ●●●番●

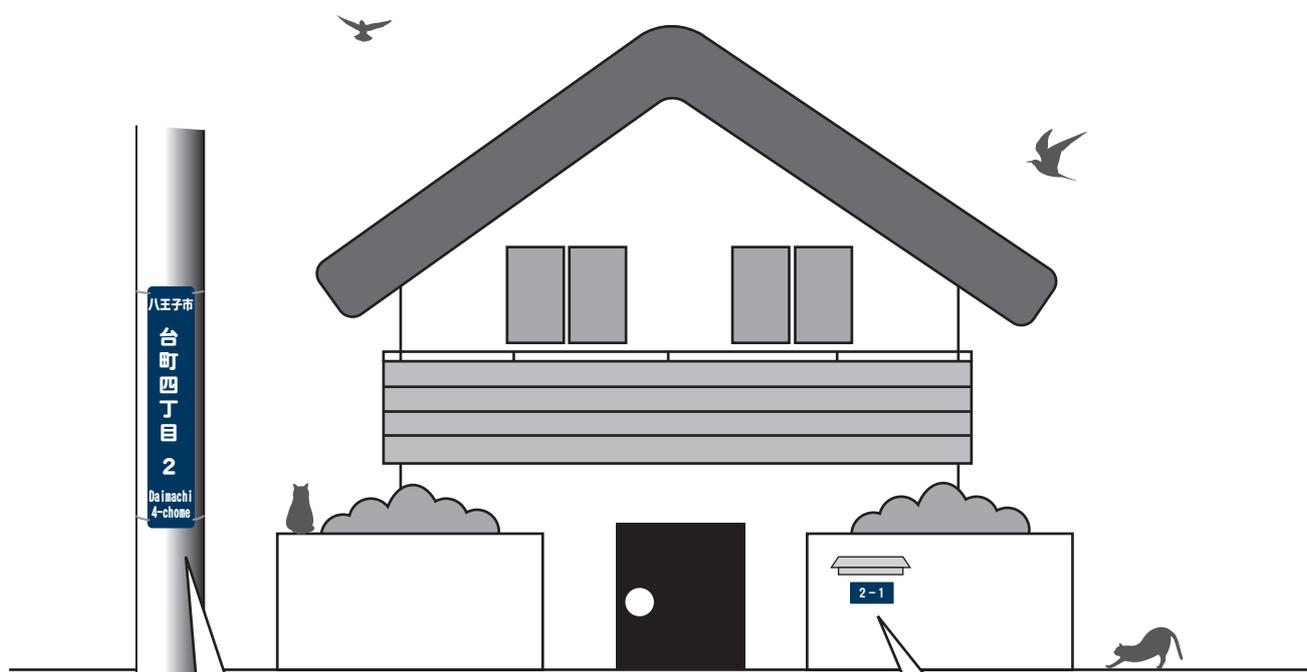
種類 居宅

構造 木造スレートぶき2階建て

床面積 1階 40.00平方メートル

2階 34.56平方メートル

## 9 各種表示板について



電柱やフェンスなどについている古くなった「**街区表示板**」の交換・撤去等を市でおこない、再整備します。  
(区画整理地外含む、台町三、四丁目全て)

八王子市  
**台町四丁目 2**  
Daimachi  
4-chome

「**住居番号表示板**」を配付しますので、見やすい位置に取り付けてください。

※1つの建物に複数世帯でお住まいの場合は、いずれかの封筒に表示板を1枚入れてお配りします。

**2-1**

市で取り付ける「街区表示板」や、皆様に配付した「住居番号表示板」は、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

お手数をおかけしますが、ご自身の家の入り口(郵便ポストや表札付近など)の通行人から見やすい場所に、住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

## 10 お問い合わせ先

### 八王子市役所

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

### 住所について(台町三丁目・四丁目にお住いの方)

市民部 市民課 庶務・業務担当 TEL042-620-7361

### 本籍について

市民部 市民課 戸籍担当 TEL042-620-7233

### 区画整理について

拠点整備部 区画整理課 換地担当 TEL042-620-7394

### 法人について

拠点整備部 区画整理課 庶務担当 TEL042-620-7297

メールアドレス ※翌開庁日以降、それぞれの担当より回答します。

Shiminka\_Kukaku@city.hachioji.tokyo.jp

住所変更についての最新情報は、  
八王子市ホームページをご確認ください。



八王子市ホームページ



あなたのみちを、  
あるけるまち。  
八王子

住居表示に関するお問い合わせは...

☎ 八王子市役所 市民部市民課 庶務・業務担当

TEL 042-620-7361

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号